

6/19 700

# 医療 介護 改革法が成立

## サービス縮小・負担増

高齢化がピークを迎える「2025年問題」を見据え、医療・介護制度を一体で改革する「地域医療・介護推進法」が18日、成立した。患者や要介護者の急増で制度がもたなくなる恐れがあり、サービス負担を大きく見直す。とりわけ介護保険は、高齢者の自己負担を重苦に直面する。厚生労働省は、高齢者急増と同時に懸念する「2面」地域格差に懸念、「2面」が並ぶ。▼2面=地域格差と給付縮小の厳しい中身に懸念、「2面」こう変わる人口減と高齢化が同時に進む日本。医療・介護制度は、高齢者急増、支え手世代の減少、財政難の「三苦」に直面する。厚生労働省は、高齢者急増と同時に懸念する「2面」地域格差に懸念、「2面」が並ぶ。▼2面=地域格差と給付縮小の厳しい中身に懸念、「2面」こう変わる人口減と高齢化が同時に進む日本。医療・介護制度は、高齢者急増、支え手世代の減少、財政難の「三苦」に直面する。厚生労

勧省によると、25年には医療費がいまの37兆円から54兆円に、介護給付費は10兆円から21兆円に膨らむ。病院にかかる高い高齢者があるれ、介護保険料は負担の限界を超えて高騰。そんな近未来の予測が現実味を帯びている。

| 医療・介護改革のポイント |  |
|--------------|--|
| 施行時期         | 内容   |
| 15年 4月       | 所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充<br>特別養護老人ホームへの新規入居を原則<br>「要介護3」以上に限る |
| 4月から<br>段階的  | 「要支援」の通所・訪問介護サービスを市<br>町村に移す                           |
| 15年 8月       | 一定の所得がある人の自己負担割合を1割<br>から2割に上げる<br>施設入居者向けの食費・部屋代補助を縮小 |
| 14年度         | 提供体制を見直す医療機関に補助金を<br>配る基金を都道府県に創設                      |
| 15年 4月       | 都道府県が「地域医療構想」を作る。構想は<br>従わない医療機関に指示できる権限を都<br>道府県に与える  |
| 15年 10月      | 医療事故を第三者機関に届け出、調査<br>する仕組みを新設                          |

得者の保険料を削減する一方、高所得者は上乗せず。高齢者にも支払いの能力に応じて負担を求める方向が鮮明だ。

サービス面では、介護の必要度が比較的低い「要支援」向けの通所・訪問介護を介護保険から市町村事業に移す。地域に合ったサービス提供でむだを減らし、給付費の伸びを抑える狙いだ。入居を希望する待機者が約52万人もいる特別養護老人ホームは、新たな入居者を原則「要介護3」以上と限る。

医療分野は、医療機関の役割分担の見直しが柱。薬

用を抑止するため、高齢者の「入院・介護サービス」を「時々入院・ほぼ在宅」に近づける改革を進める。病気になつてまもない「急性期」向けの病院を減らす。一方、症状が落ち着いた後の「在宅医療や介護」との連携を充実させる。  
こうした改革に協力する医療機関には補助金を出す。そのためのお金の手当にて、消費増税分の一部を投じた基金を都道府県などに作る。都道府県は、「医療ニーズの予測などを元に、目標すべき提供体制を「地域医療構想」としてまとめ、構想と実際の病床数が

食い道樂は、知事は医療機関に直すよう要請。指示で関に直すようになる。財政支援と都道府県の権限強化による「アメとムチ」で、背由を押す。

一方、負担増などで必要な支援が受けられなくなったり、サービスの地域間格差が生じる恐れは残る。改革の行方に対する懸念の声は根強くある。(吉松樹)